



◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



7月5日～7月7日まで中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の会員がイギリス各地のアスベスト被害者団体に派遣されました。7/6チェスターフィールドでの歓迎会。

### 89号目次

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ☆ 第 14 回 総会  | P2～P3           |
| ★ 顧問のご挨拶   | P3～P4           |
| ☆ 建物アスベスト被害ホットラインに 1000 件以上の相談<br>公営住宅の吹付アスベストで中皮腫   | P4～P5           |
| ★ 石綿肺がんの誤認定について穴水労働基準監督署が謝罪<br>ネットの補修、整備の作業で石綿肺がんを発症 | 建設用安全ネ<br>P5～P7 |
| ☆ 宇田川教員アスベスト被害訴訟の控訴審が始まりました                          | P7～P10          |
| ★ 福島原発被ばく労災損害賠償裁判へ支援の輪を                              | P11～P12         |
| ☆ 静岡県で初めての泉南型アスベスト被害国家賠償訴訟の提訴                        | P13～P14         |
| ★ 「派遣」型役員付運転手の過労死を審査請求で逆転労災認定                        | P14～P16         |
| ☆ ……生ある内に他の人の為に何か役立つ事……                              | P16～P17         |
| ★ 事務局からのお知らせ   | P17～P18         |

## ☆第14回総会

今年は労職研の顧問をしていただいている、小林章雄（ふみお）先生に「職場におけるストレス・メンタルヘルス対策の課題」と題してお話ししていただきました。元々愛知医科大学病院の公衆衛生学を教えながら、この問題に長く携わってきた様子が、よく伝わりました。また我々のこの領域に対する今後の課題も示された気がします。

正会員数 82 名に対して委任状 51 通、当日出席者 13 名で過半数を超えており総会は成立しました。2016 年度の活動報告案、活動方針案、会計報告案、予算案など提出された議事はつつがなく進み、すべて承認されました。また、運営委員会、事務局体制、顧問では、昨年の総会での基調講演をしていただいた、愛知医科大学医学部衛生学講座教授の柴田英治先生を新たな顧問に加え、新体制でのぞむことを承認いただきました。



（代表 森 亮太）

### 運営委員会・事務局体制、顧問

#### 運営委員

浅野 文秀（名古屋ふれあいユニオン）  
井上 敏（NPO 地図で防災・まちづくりサポート 副理事長）  
江川 正典（ユニオンみえ）  
榊原 悟志（榊原社労士事務所）  
東岡 牧（訪問看護ステーションななみ）  
宮地 和子  
山田 和孝（環境創造研究所）

#### 会計

牧 美紀代

#### 会計監査

谷田部 仁夫（西尾国際クラブ）

#### 顧問

名嶋 聰郎（名嶋・綿貫法律事務所 弁護士）  
高木 ひろし（愛知県議会議員）  
小林 章雄（医学と社会・連携支援機構 代表理事）  
柴田 英治（愛知医科大学医学部衛生学講座 教授）

事務局

森 亮太（杉浦医院院長）

成田 博厚（常任）

牧 美紀代（常任）

## ★顧問のご挨拶

昨年度から顧問として名古屋労災職業病研究会の活動に関わるようになりました。私はもともと大学で労働衛生学、特に職場で取り扱う石綿、化学物質などの有害物による健康影響を専門に研究してきました。また、最近は産業医や産業保健師の知識やスキルなどの向上をお手伝いする仕事もしています。産業医、産業保健師、産業衛生技術職などは産業保健専門職ともいわれ、働く人々の健康を守ることを主なミッションとして活動している専門家ということになります。

これらの専門職が機能することによって職場の環境がよくなり、働きやすく、健康にも支障をきたすことのない働き方ができればいいのですが、現実には簡単にはそうならない様々な制度及び経済上の問題があります。たとえば産業医の選任が義務づけられているのは常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に限定されています。保健師については産業医の仕事を補完する内容についての規定はあるものの、選任を義務づけるものではありません。50 人未満の事業場で働く人たちが労働者全体に占める割合は 6 割ですから、専門職がどんなに頑張ってもせいぜい 4 割程度の労働者にしか関わることができないのが実状です。

これに加えて近年は非正規労働者が全労働者の 4 割近くを占めるようになってきていることも事態をさらに難しくしています。このような状況を少しでもいい方向にすすめようと、50 人未満の事業場の産業保健サービス提供を目指した地域産業保健センターや旧厚生省、旧労働省の縦割り行政の弊害をカバーしようと地域・職域連携推進事業などが行政でも取り込まれるようになりましたが、まだまだ十分と言うにはほど遠い状況です。

そんな中で出てくる様々な矛盾は個人の力で解決するのが難しいものがほとんどです。名古屋労災職業病研究会の活動は働く人々の健康をめぐる様々な問題点を克服する活動であり、現状では労働衛生行政の手が届かない問題に取り組む社会的に重要な役割を果たしているといえます。また、特に小規模事業場で働く労働者を多様な形で組織化することもこの状況を打開する上で大きな力になると思います。もともと立場の弱い小さい事業場で働く人々が働くことで自分たちの健康が脅かされる状況があってもそれを伝える手段が乏しいために現状が多くの人々に理解されていないのではないかと思います。そんな中で小規模ではないものの、ある印刷工場で胆管がんが 10 例以上も発症する事態になるまで気づかれなかったり、化学工場で膀胱がんが多発するなど、近代化されたはずの職場で今なお深刻な事態が発生しているのではないかと考えられます。

私ども産業保健専門職と言われる者たちはそんな中で何をしなければならないのかを考えることが多くなりました。すでに述べたように今の労働衛生行政の枠組みの中だけで活動し



柴田英治先生

ていたのでは本来の役割りを果たすことができないのは明らかです。医師については新たな専門医制度がスタートしています。また看護職についても日本産業衛生学会が産業保健看護専門家制度の運用を始めたばかりです。専門職としての能力を高めることはもちろん必要ですが、専門職がカバーできる対象となる労働者のことをこれからは視野に入れる必要があります。

今の産業保健に関わる様々な仕組みから漏れてしまう労働者の状況を把握するのは容易なことではありません。相談活動や地域保健の場で活動している保健師さんとの情報交換、そして名古屋労災職業病研究会の活動もその重要なアンテナになっています。また、専門職だけでこれらの課題に取り組むことにも限界があり、関連する様々な立場の方々との連携を強める必要があります。たとえば、精神保健福祉士、臨床心理士、社会保険労務士、弁護士、民生委員、労働組合関係者などの方々との情報交換は今後さらに重要になることと思われまます。私としては今最も自分に欠けているのは労働の現場を見る機会が足りないことだと思っています。駆け出しの頃は先輩たちからよく現場を見なさいと言われ、臨床医から職業的背景が疑われる患者さんについて相談があれば、勤め先に連絡して現場を見せてもらうなどの活動をしたことがあります。今では視野を広げる上で大変意義があったと感じていますが、個別事例を積み重ねて研究成果を挙げることは実は効率的な研究方法ではありません。大学にいる研究者はこのようなことができる立場にある数少ない専門家といえるのですが、近年の成果主義の中ではそれも困難になりつつあります。また、臨床医とのネットワークも最近では機能しにくくなっています。私自身の自戒もこめて言えば、働く人々の健康に注がれる目と関係者間のネットワークが少し弱くなっているのではないかと懸念しています。

しかし、一方では電通の過労死問題や現在検討されている労働基準法の改正に関わる検討の中で改めてこれからの働く人々の健康について考えなければならぬ情勢になっています。我々専門家が果たさなければならない役割が大きいことを改めて肝に銘ずるとともに関係する人たちとの連携を強くして現場で起きていることを的確にキャッチすることを心がけたいと思います。もくれん誌もそのための重要なメディアになることでしょう。

(愛知医科大学 柴田 英治)

## ☆建物アスベスト被害ホットラインに 1000 件以上の相談

### 公営住宅の吹付アスベストで中皮腫

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（以下、「患者と家族の会」）は、6月13日14日の2日間、建物アスベスト被害ホットラインを実施した。

ホットライン実施のきっかけとなったのは、中皮腫で闘病中の斉藤和子さんの相談だった。斉藤さんはアスベストの職業性ばく露が認められず、調べていくと幼い頃から20年ほど住んだ県営団地の吹きつけアスベストが原因ではないかと思われた。

そこで患者と家族の会は、過去に吹付アスベストについて対策工事をおこなった情報などを自治体などに情報公開請求するなどした。それによると全国の公営住宅の少なくとも2万2000戸に



吹付アスベストがあったと推測された。また、それらデータから東京工業大学の村山武彦教授が、対策工事が行われるまでに住んでいた住民について、アスベストを吸い込んだ可能性のある人は約 23 万人と試算した。

患者と家族の会は、ネット上に「建物アスベスト被害WEBサイト」を開設した。

(<https://sites.google.com/site/tatemonosekimen/>)

サイトには、NHKと共同調査した吹付石綿の使用団地一覧、ひる石使用住宅一覧が公開されている。また、全国の労働局に情報公開請求して入手した吹付石綿除去工事の届け出一覧も載せている。

NHKは6月12日、夕方から夜にかけてのニュース番組と「クローズアップ現代+」という報道番組で建物アスベスト被害について報道を行った。あわせてホットラインの実施についても報道したので、ニュースの直後から電話が殺到した。

東京と大阪の2カ所で電話を受け、2日間で1049件の電話があった。その後も、ホットラインで使用した患者と家族の会のフリーダイヤルには電話が入り続けている。

2005年に尼崎市のクボタ旧神崎工場の周辺でのアスベストの環境ばく露被害が発覚したが、これほど多くの市民がアスベスト被害に関心を持ったのはそのとき以来のことだろう。反響が大きかったこともあり、13日の閣議後記者会見において石井啓一国土交通大臣は、公営住宅のアスベスト使用について「居室での使用があったかどうか、また、建設してから対策を行うまでの期間等を精査した上で、必要な情報提供を行うことを促していきたいと考えております。」と述べた。

自治体もこれに対応し、相談窓口を設けたり、自治体ホームページ上で情報を公開した。各自治体は、これを機に過去のアスベストだけでなく、現在も残っている建物アスベストの把握と対策にも取り組んでもらいたい。

ホットラインへの相談内容のほとんどは、過去に居住した公営住宅に吹付アスベストがあったかどうか確認するものであったが、中には環境ばく露と思われる中皮腫の相談などもあった。

今回の報道をきっかけに、建物のアスベストへの関心が高まり、健康被害の掘り起こしのみならず、現存するアスベストの把握や除去につながってほしいと思う。

(関西労働者安全センター 田島 陽子)

## ★石綿肺がんの誤認定について穴水労働基準監督署が謝罪

### 建設用安全ネットの補修、整備の作業で石綿肺がんを発症



東初美さんのお母さんの東サチ子さん(1937年4月16日生まれ)は、1970年4月から1997年4月まで珠洲市にあったキョーワ(株)の能登第一工場でアスベストが付着していた建設用安全ネットの仕立て、補修、整備の作業に従事していました。作業の流れは、運び込まれたネットについている「ほこり」や「番線」等を取り除き、水で洗浄した後に乾かし、工場内で補修するというもので、汚れの少ない物は、洗浄せずに工場内で補修作業を行いました。工場内は粉じんが舞っており、作業終了後には作業着等が汚れ、作業中のマスクの着用はありませんでした。

サチさんは2012年6月18日に肺がんを発症しました。初美さんは石綿ばく露が原

困だと考え2014年に富山市で初めて行われたアスベスト相談会で、サチ子さんの石綿肺がんの労災請求（申請）について相談し、関西労働者安全センターの支援を受け穴水労働基準監督署に労災請求を行いました。当初、監督署の調査でサチ子さんの事案は、石綿ばく露によってのみ肺に発生するプラーク（胸膜肥厚斑）については、胸部エックス線写真により明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によっても広範囲に確認出来るとされましたが、石綿ばく露作業への従事期間1年についての判断が監督署で出来なかった為、厚生労働本省での協議が必要でした。しかし、監督署は本省協議に送ることなく「石綿ばく露作業を裏付ける客観的根拠が認められない」として2015年6月8日に不支給処分としました。初美さんと患者と家族の会は厚労省に対し抗議するとともに国会議員を通じて本省協議の実施を要求し、2015年8月31日に本省協議に伴う追加調査指示が監督署にされ、2016年2月26日の本省協議の結果、3月10日にサチ子さんの肺がんの労災を認める「石綿が付着していた可能性が認められるネットの補修の業務に1年以上従事していることと広範囲の胸膜プラークが画像上確認できる」との回答が行われ、3月14日に労災認定されました。

石綿肺がんの認定基準では、胸部エックス線写真により明らかな胸膜プラークの陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によっても当該陰影が胸膜プラークと確認出来る所見や、胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上の所見が得られるにもかかわらず、石綿ばく露作業への従事期間が1年に満たないものについては本省協議することが定められていますが、この事案では最初の調査で監督署や労働局がこの認定基準を無視したことが問題でした。

この事案について富山アスベスト相談会に先立って行った今年5月23日の記者会見で発表したところ毎日新聞と中日新聞が大きく報道しました。このことをきっかけにサチ子さんの娘の初美さんは穴水労働基準監督署に謝罪を求め、7月3日に行われた初美さんと石川労働局、穴水労働基準監督署との話し合いの席で、穴水労働基準監督署は支給まで長時間かかり申し訳なかったと謝罪しました。初美さんは、「話し合いで穴水労働基準監督署の労災課長が本省協議をしなければならない事案と考えていたにもかかわらず、上（石川労働局）でつぶされた事が分かりました。行政の闇のようなものを感じます。今回は不服審査等をして事案が明るみに出ましたが泣いている人も多いのではと思います。今回の活動によってこういうことを是正させることが出来れば良いと思います」と筆者に話してくれました。



記者会見



富山労働基準監督署は支給まで長時間かかり申し訳なかったと謝罪しました。初美さんは、「話し合いで穴水労働基準監督署の労災課長が本省協議をしなければならない事案と考えていたにもかかわらず、上（石川労働局）でつぶされた事が分かりました。行政の闇のようなものを感じます。今回は不服審査等をして事案が明るみに出ましたが泣いている人も多いのではと思います。今回の活動によってこういうことを是正させることが出来れば良いと思います」と筆者に話してくれました。

（成田 博厚）

# 珠洲の女性石綿労災一転認定

## 労基署に謝罪要求

北中 7/4

石川県珠洲市の女性(60)が申請したアスベスト(石綿)による労災認定が補償の不支給処分から一転して支給処分に覆ったことを受け、女性の家族らが三日、管轄の穴水労働基準監督署に手続上誤りがあったとして同労基署を訪れ、謝罪と損害賠償を求めた。労基署側は「支給決定まで長期間かかり、申し訳なかった」と述べた一方、「損害賠償するほどの瑕疵はなかった」と弁明した。

女性は、三十年間建設現場のネットの洗浄作業に従事した東サチ子さんと、二〇二二年に肺がんを発症。一四年に労災申請したが、「石綿暴露(石綿にさらされていたこと)を裏付ける客観的な証拠が認められない」として不支給処分になった。長女の初美さん(58)＝富山市＝が不服申し立てし、厚生労働省が同労基署に追加調査を指示。一六年に支給決定に覆った。

一二年三月に改正された認定基準には、石綿患者に特徴的な肺の所見がありながらも暴露が一年に満たない場合は、労基署が同省と協議するといった条件がある。サチ子さんは、この条件に合致していたが、穴水

労基署は石川労働局と相談の上、同省との協議をせず不支給決定をしていた。この経過について石川労働局は、暴露期間の客観的な証拠が得られず「当初は石綿暴露がないと判断していた」と説明。一般的に数十年前の暴露を証明するのは難しいとしながら、「暴露の可能性があるなら本来

は本省と協議すべき。今後は幅広く本省と相談したい」と弁明した。今回の不支給処分に至った労基署の調査票には、決定に必要な暴露期間を本来「一年以上」と記載すべき箇所が旧基準の「十年以上」とするなど複数のミスもあった。五月にミス指摘する報道を受け、厚生労働省

が同労働局に労災認定の扱いについて再調査するよう指示。過去五年分を調べ直した結果、不適切な事案はなかったという。

労働局側の回答に、初美さんは「納得できない。また機会を設け、詳細を聞きたい」と不満を明かした。(木許はるみ)

7/4 中日新聞

### ☆宇田川教員アスベスト被害訴訟の控訴審が始まりました



6月6日の午後、宇田川教員アスベスト被害訴訟の控訴審が名古屋高裁で始まりました。

第一回公判の冒頭、弁護団は2つの点について弁論要旨を述べました。1つめは、国際的に中皮腫の発症に関しては閾値(毒物などにばく露した場合、その値以下では人の健康上あるいは感覚上に悪い影響を起こさない値)が存在せず、短期間の低濃度石綿ばく露でも中皮腫を発症することが分かっており、就労場所における石綿ばく露が証明され、就労場所以外の原因が否定されれば、職業上の石綿粉じんばく露と因果関係があると考えるのが相当という主張で、2つめは、暁さんの職場での石綿ばく露が1年を超えているという主張でした。

中皮腫の労災認定基準は業務上の石綿ばく露が1年以上あることですが、一審では1963(昭和38)年4月から11月までの8か月間、中学校舎新築工事での石綿ばく露の可能性のみ認められました。理由は被災者の暁(さとる)さんが担任していた中学校2年5組の教室と職員室が新築工事の行われていた中学校舎内にあったからでした。

弁護団はこの工事以外、1977(昭和52)年7月から翌年の6月まで工事が行われた中高管理棟増築工事期間のうちの内装工事期間少なくとも4か月と、1984(昭和59)年3月から同年12月まで行われた中学校体育館工事期間のうちの内装工事期間少なくとも

3か月間については、暁さんの滞在場所が工事現場に近接していた事その他、当時の気象庁風向きデータ、工事において使用された石綿含有建材、建物構造等を調べた結果から暁さんの石綿ばく露が推定出来るとしました。

中高管理棟増築工事では不燃ジプトーンやアスベストボードが内装に使用され、アスベストスラブやアスベストラックスが陸橋部分に使用されていたことが図面から読み取れる他、工事において現場の施工場所に合わせる為頻りに切断、加工作業が行われていたと考えられています。この工事期間中の暁さんの主な滞在場所は、高校2年と3年の副担任と国語の授業を受け持っていたので工事現場北側、最短距離で10m離れた高校本館内の担

当授業教室と管理棟内の教員室でした。高校本館北側廊下の北側部分は欄干があるのみで壁、窓、ドア等で外部と仕切られていない開放された構造でした。中高管理棟増築工事の内装工事は工事期間のうち最後の4～6か月間（1月ないし3月から6月）にかけて行われたことから、温暖な季節には高校本館南側の各教室の引き違い窓を開け外気を取り入れていたものと考えられ、教室内に工事現場から飛散したアスベストが北方向からの風によって北側廊下や開放された窓から教室内に侵入していたと考えられています。ほかに、中高管理棟と高校本館との間に建設された渡り廊下については、高校本館との距離が10mよりもさらに近い距離でした。

中学体育館工事では石綿大平板、石綿セメント板が軒裏や渡り廊下に使用されました。この工事期間中の暁さんの主な滞在場所は中学2年の副担任と国語授業を受け持っていたので中学体育館工事現場の北側の中学校校舎内の担当授業クラスと職員室でした。中学体育館と中学校校舎との最短距離は8mで、石綿セメント板が使用された渡り廊下と中学校校舎との距離は8mよりもさらに近い距離でした。中学校校舎北側廊下の北側部分は腰壁部分が型板網入りガラスとなっておりコンクリート製の手すりがあるのみで壁、窓、ドア等で外部と仕切られていない開放された構造でした。中学体育館工事の内装工事でも夏ないし秋の温暖な季節（8月ないし10月から12月）に行われていることや、暁さんが教室の換気の為、冬でも生徒に時々窓を開けさせていたことから、内装工事期間中に各教室の廊下側の窓を日常的にあげて外気を取り入れていたと考えられており建材の切断、加工等で発生したアスベスト粉じんは北方向からの風によって中学校校舎の北側廊下や各教室内に飛散していたと考えられています。

7月20日午前に行われた第2回公判で弁護団は、国が認定基準として定めている1年の石綿職業ばく露の要件は不合理なもので、中皮腫については、職業におけるばく露があれば、そのばく露の期間や程度を問題とすることなく労災を認めるのが相当と主張しました。理由は、中皮腫の発症には閾値が存在せず、また、国際的な診断基準であるヘルシンキ・クライテリアが中皮腫の職業起因性の評価にあたって、短時間または低レベルの石綿ばく露であっても中皮腫について職業関連と診断するには十分であると考えられるべきであるとしており、実際、欧州諸国、ドイツ、ベルギー、デンマーク、スペイン、イタリア、ノルウェー、スイスの8か国では、アスベスト粉じんばく露の基準は「わずかなばく露でも可」ということになっているからです。第2回公判ではあわせて、国の認定基準である石綿ばく露作業の従事期



夫・暁さんの遺影を持って名古屋高裁に入廷する宇田川かほるさん（中央）。6月6日



間が1年以上あることという要件は、造船業を主とする石綿ばく露作業歴を有する胸膜中皮腫症例で、石綿ばく露作業従事年数が明らかな男性325例の内322例に関して1年以上の石綿ばく露歴が認められたことを根拠としており、これは国際的な診断基準と解離している等の主張も行われました。

(成田 博厚)

## 「宇田川さんの学校アスベスト裁判」傍聴のお願い

～傍聴をよろしくお願い致します～

日時 : 2017年9月19日(火) 13:45～

場所 : 名古屋高等裁判所 1004 法廷

※裁判終了後、桜華会館蘭の間(名古屋市中区三の丸一丁目7番2号  
TEL 052-201-8076)で報告集会を行います。是非ご参加ください。

※以後の裁判予定

日時: 12月5日(火) 14:45～

場所: 名古屋高等裁判所

2017年6月6日

## 意見陳述書

名古屋高等裁判所 御中

宇田川かほる

1. 夫・宇田川暁は、1999年9月、悪性胸膜中皮腫と診断され、アスベスト曝露が原因の病気であると告げられました。しかし、夫がアスベストを直接取り扱う仕事をしたことはありませんでした。何処でアスベストを曝露したのか分からないまま、2年間の闘病生活の末、2001年11月1日に64歳で亡くなりました。定年退職まであと4か月でした。
2. 3年半後の2005年6月、尼崎のクボタショック報道をきっかけに、アスベスト被害が様々な職業で発生していることを知りました。私は夫の無念を晴らすべく、夫がどこでアスベストを吸ったのかを調べました。  
夫の家族にはアスベストを扱う仕事をした者はいませんでした。淑徳学園に就職するまでに住んでいた場所も、アスベストに曝露する環境はありませんでした。  
大学卒業後の1961年春から34年間勤務した愛知淑徳学園の校舎にアスベストが使われているのではないかと学園に調査・協力を求めました。しかし、学園からは「校舎の設計図など一枚もない。ない物を探せというのか。(アスベスト被害の発生が公表されて)淑

徳の名が落ちたらどうするのか」と言われ、学校アスベストの問題を真摯に受け止めようとはしませんでした。夫が人生の大半を注ぎ込み、私や娘が誇りを持って学んで卒業した淑徳は、こんな学校だったのかと悲しく残念でなりませんでした。

3. 私は 1960 年 4 月に淑徳中学に入学し、6 年間で淑徳で学びました。当時は生徒の急増期で、学園では毎年のように増改築工事をしていました。今でも、足場が組まれて建築工事がされていた様子を覚えています。現在のようなしっかりとした囲いもなく、音がうるさくて埃っぽく、現場には多くの工事関係者や車が入り込んでいました。

夫との結婚後も、私が淑徳で学んでいたときの話をよくしました。当時の夫の学園内での様子を今でもはっきり思い出すことができます。夫は人が嫌がることでも進んでやり、廊下などの掃除をしている姿をよく見かけました。

娘のあづさも中学と高校の 6 年間で淑徳で学びました。娘が入学する前から、淑徳の行事や夫の送り迎えをするときに娘を学園に連れて行きました。この間も、淑徳では校舎の増改築工事を何度か行っていました。

4. 一審では、設計図書の一部が提出されました。学園の校舎にアスベスト建材が使われていたことが少し明らかになりました。しかし、大部分の図面は提出されていません。提出された設計図書も、図面の通し番号から、大事な図面が抜かれていることも分かりました。アスベスト被害を否定したい学園にとって困るようなことが書いてあるのではないかと疑いました。

夫が勤めていた当時は、危険なアスベストが職場にあったことを誰も知りませんでした。夫の中皮腫の原因が学園でのアスベスト曝露であることを、何十年も後になって遺族が立証しなければならないのはあまりに酷で不条理です。それでも、私は、支援の方や同僚の皆さんのお力を借りて、学園でのアスベスト曝露をできる限り明らかにしてきました。

一審は、5 年間に裁判長が 3 人も変わりました。2 番目の裁判長のもとでは裁判所からの指示で、夫のアスベスト曝露の状況を分かりやすく説明するために、娘が何度も図面を書き直して提出し、証人尋問の準備をしていました。ところが、最後にやってきた裁判長は、それまでの訴訟経緯を無視し、設計図書も証人尋問も必要ないとして結審し、棄却判決を下しました。あまりに被害者をないがしろにした理不尽な判決でした。

5. 中皮腫はとても悲惨な病気です。夫は胸に 2.5 リットル以上もの水が溜まり、抜いても数日でまた溜まりました。「息が足りない。息が欲しい。水の中に絶えず顔を押しつけられているようだ」といつも息苦しさを訴えました。胸の痛みで横になって眠ることさえできませんでした。体格のよかった夫がやせ細っていく姿に、私は何をしてやることもできず、一緒に死にたいと何度も思いました。「無念でならない。もっと生きたかった」という夫の声が今でも耳にはっきり残っています。

アスベストは夫の命を奪い、家族の未来も夢も奪われました。

夫は、学園の校舎の至る所にアスベストが使われていたことを知る由もなく、教師として、同僚から「教師ばか」と言われるほど生徒を人一倍愛し、授業やクラブ活動などに一生懸命に取り組んできました。その誠実な生き方をかえりみると、夫にとって教師は天職だったと思います。でも、その学園で使われたアスベストが原因で、夫は不治の病に斃れました。

高等裁判所におかれては、学園でのアスベストの使用状況について事実調査をしていただき、夫の中皮腫の原因が学園でのアスベスト曝露にあることを認定していただくことを

## ★福島原発被ばく労災損害賠償裁判へ支援の輪を



福島第一原発での収束作業で被ばくした後に白血病を発病、業務上疾病として労働基準監督署から労災保険の給付を受けて療養中の労働者あらかぶさんが、昨年 11 月、東京電力を相手取って損害賠償請求訴訟を東京地裁に起こした。（労働者の名前は公表しておらず、通称名として「あらかぶさん」という呼称を訴訟支援の取り組みでは使用されているので本誌でも使用することにする。）

あらかぶさんの被ばく作業歴は、2011 年 11 月から 13 年 12 月の間に 1 年半、複数の原発で放射線業務に従事、うち 12 年 10 月から 13 年 12 月は福島第一原発の原子炉建屋カバールの設置工事などに従事したというもの。被ばく線量は全体で 19.8mSv、福島第一原発では 15.7mSv だった。

13 年の 12 月頃から熱が続き、咳が出る風邪のような症状が続き、翌 14 年の年明けに福島第一原発での作業に復帰するため健診を受けたところ白血病といわれたという。

その後、入院治療の結果、幸いにして同年 8 月に退院、現在も療養を続けている。

厚生労働省は、2003 年の多発性骨髄腫の業務起因性判断以来、放射線被ばくによる疾病の労災請求事案については、専門家による「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」での検討にゆだねる方法をとっている。あらかぶさんの労災請求についてもこの検討会で検討され、15 年 10 月に業務上疾病と認定、支給処分を受けたのだった。

原発での被ばくによる発がんの労災認定は、あらかぶさんで 14 人目ということになったのだが、福島第一原発での被ばくが直接の原因として認めた事例は初めてのことであり、この認定について厚生労働省は特別に報道対象にプリーフィングの機会を設けている。

その内容は、「被ばくと病気との因果関係は明らかではないが、労働者への補償の観点から認定した」という、わけのわからない解説を付け加えるものであった。

### 国が認めているのに賠償責任はないというのか

あらかぶさんはこの労災認定だけで良しとするのではなく、損害賠償請求訴訟を提起することにした。

この 2 月 2 日に、東京地裁で第 1 回口頭弁論が開かれ、あらかぶさん自身が法廷に立ち、意見陳述を行った。その一部を以下に紹介する。

「私が、この裁判を起こした理由は、東電らに自分の責任としっかり向き合ってほしいからです。私は、できれば裁判などしたくありません。人前に出ることも苦手だし、嫌いです。しかし、私は、福島原発事故収束作業に従事した多くの労働者の一人として、他の作業員たちのためにも、今声を上げる責任があると思い、この裁判に踏み切りました。国が労災と認めているのに、東電は賠償しないというような言い分が許されるのでしょうか。

私たち、原発作業員は、何とか事故を収束させたいという、その一心で作業にあたりました。しかし、東電らはその作業員の思いにこたえるような労働環境を用意するどころか、私

たち労働者を使い捨てにするような扱いをしてきました。

私はこの裁判で、東電らのそのような姿勢、体質を明らかにし、その責任を認めさせることで、今後そのようなことが繰り返されないことを求めます。」

苦しい闘病生活、病気の恐怖について陳述した後に、損害賠償請求訴訟のしっかりした位置づけを述べることにより、あらかぶさんは裁判官に対し、何を求めるのかをはっきりと直接述べたのだった。

## 原子力損害賠償責任は無過失と責任の集中

裁判の根拠となる法律は、一般の民事事件と異なり、「原子力損害の賠償に関する法律」にもとづくものとなる。原子力施設での放射線障害は、原子力損害そのものだからである。

原子力損害賠償法の特徴は、無過失責任と原子力事業者への責任の集中である。つまり、一般の民事事件のように過失割合が争点となったり、賠償責任を複数の事業者が負うなどということはないこととなる。

原子力の被害が途方もなく甚大であり予想もつかないということから原子力開発の歴史とともにこの原則は貫かれてきたわけだ。

したがって、あらかぶさんが提起した裁判の争点は、ただ一つ、福島第一原発での放射線被ばくが発病の原因となったのかどうか、その因果関係の存否ということになる。因果関係があるのなら責任を果たすのは、原子力事業者である東京電力以外にはありえないのである。

あらかぶさんは北九州市の出身で、鍛冶職人として働いていたが、福島第一原発事故の直後の4月、知り合いから事故の収束作業を手伝わないかと声をかけられた。東北の人たち、福島の人たちの力に少しでもなりたいと、当時36歳だったあらかぶさんは、3人の幼い子供や妻を故郷に残し、福島に向かったという。

被ばく労働がもたらした結果に対し、原子力事業者はしっかり責任を果たすべきだろう。あらかぶさんの裁判が投げかける問いは、裁判所に大きな課題を負わせているといえる。

この裁判をしっかり支える取り組みを進めていく必要がある。

(関西労働者安全センター 西野 方庸)

### 福島原発被ばく労災 損害賠償裁判を支える会

(あらかぶさんを支える会) へのご支援をお願いします

賛同金：団体 3,000 円 / □ 個人 1,000 円 / □ (何口でも!)

【郵便振替】

□座番号：00140-1-587769

□座名称：福島原発被ばく労災損害賠償裁判を支える会

【銀行振込】 ゆうちょ銀行

店名(店番) 〇一九(ゼロイチキュウ)店(〇一九)

当座預金口座番号：0587769

## ☆静岡県で初めての泉南型アスベスト被害国家賠償訴訟の提訴



6月8日（木）に静岡県富士市の富士化工株式会社の工場で1957（昭和32）年6月から1961（昭和36）年9月まで石綿（アスベスト）を解綿したものを使用した、耐熱パイプの製造作業に従事し、2004年1月5日にアスベストがんである悪性胸膜中皮腫を発症し、9か月後の10月5日に66歳で死亡した元従業員1人の遺族3人（妻・子2名）が静岡地裁にアスベスト被害国家賠償訴訟を提起しました。提訴後、弁護士と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会による記者会見を静岡県社会部記者クラブで行いました。記者会見で遺族は匿名とされましたが、書面で以下のようなコメントを発表しました。

### 遺族のコメント

夫が亡くなってから13年になります。今回、国家賠償請求の要件が私どもにあるのではと、患者と家族の会からお声かけいただきなければ、訴訟を行うことができることすら知ることはありませんでした。ありがとうございます。私のような遺族は、まだ他にもいらっしゃるのではないのでしょうか。

私の夫は20代の数年間、富士化工の社員として工場内のパイプ製造工程で石綿加工作業に、直接、従事しておりました。

66歳の秋、呼吸が苦しく、歩くことさえ辛いと訴え、医療機関で検査したところ、悪性胸膜中皮腫と診断されました。そして診断から10ヶ月たらずで逝ってしまいました。

昭和30年代の青年期に肺に入り込んだ石綿が、40年後、夫の命をあっという間に奪っていきました。中皮腫は本当に恐ろしい病気だと思います。

石綿製造加工の現場に適切な規制を行わなかった国は、夫をはじめとする石綿被害者のいのちの重みをしっかりと受け止めていただきと思います。

### 記者会見翌日の電話

記者会見の翌日、静岡での初の泉南型アスベスト被害国家賠償訴訟の提訴は朝刊各紙で報道されました。静岡新聞に提訴に関する記事と併せて掲載されたホットライン電話番号を見て、中皮腫で死亡した富士化工元従業員の遺族が電話をくれました。6月10日に静岡県男女共同参画センターあざれあで行った相談会に電話をくれた遺族、被災者のお連れ合いと娘さんが来場され相談を受けました。被災者の男性は高校卒業後から定年まで、石綿パイプ等の製造に従事しており、従事期間が昭和33年5月から昭和46年4月までの泉南アスベスト国賠訴訟で最高裁が認めた国の責任期間にかかっていることから遺族は現在、国賠訴訟の準備をしています。

### 静岡で患者会を開催

静岡での泉南型国賠提訴の翌日、6月9日の午後に静岡市内で中皮腫の患者さん達の交流を行いました。

参加者は不動産会社元社長のEさん、設計事務所を経営するHさん、造船会社元社員の男性とそのお連れ合いでした。Eさんは戸建住宅の建設・販売をする会社の営業社員だった時に建設現場に立ち入る中でアスベストにばく露し、Hさんはゼネコンの現場監督だった時に自身が担当した現場で石綿含有建材を扱いアスベストにばく露しました。お二人の労災申請を労職研が担当しましたが、お二人とも最近、労災認定されました。

大変、活発な意見交換が行われ充実した集まりでしたが、驚いたのは、Eさんが中皮腫を発症する前、不動産会社社長だった頃に造船会社元社員の男性と色々と仕事上の関係があったとのことで、偶然この日再会し思い出話を沢山しておられました。

(成田 博厚)

## ★「派遣」型役員付運転手の過労死を審査請求で逆転労災認定

1月160時間の時間外労働を取り締まるべき労働基準監督署が否定して3分の1に！

—審査請求をしても無理と諦めさせようとした担当者の許しがたい態度

—ハイヤー・タクシー運転手の長時間労働をなくす規制の強化を（猶予など論外）



役員車等の運行管理請負などを行う東京都新宿区にある株式会社S社の従業員で、神奈川県内のF社に役員付運転手として「派遣」されていた男性が、「心筋梗塞」で死亡したのは過労が原因だとしてご遺族が労災請求していた件で、東京労働局労災保険審査官は、2017年3月28日付で、新宿労働基準監督署の不支給処分を取り消した。

新宿労働基準監督署は、S社が賃金を支払っていた労働時間のうち、待機時間をほぼ休憩時間とみなしたために、発症前の時間外労働を月50時間前後と決めつけて、業務外とした。東京労働局労災保険審査官は「車両運行管理報告書」の通りに労働しており、発症前の時間外労働をほぼ3倍の月150～160時間として、過労死と認めたとのである。

本来長時間労働を取り締まるべき監督署が、賃金を支払っている労働時間すら認めようとしなかった責任は重大である。また、不支給決定の理由を尋ねにいったご遺族に対して、担当者は審査請求をしても無駄だと諦めさせようとし、上司である労災第一課長や副署長が出席した、審査請求手続きにおける口頭意見陳述の場でも、あくまでも待機時間を労働時間から除外すべきだとしたことなど、監督署の姿勢には非常に問題が多い。

長時間労働の規制を含んだ「働き方改革実行計画」において、自動車運転手については、その不十分な規制すら猶予案が示されている。会社役員や一般消費者を乗車させていることから、むしろ真っ先に規制を強化すべきハイヤーやタクシー運転手の労働時間について、会社すら認めているものすら労働時間と認めない監督署の姿勢は、国が本気で働き方改革を進めようとしてないことを示す象徴的な事実である。

### 《発症の経過》

Aさんは、大手タクシー会社のハイヤー運転手として定年を迎えた後、2013年にS社に採用され、同社と請負契約しているF社の役員付運転手として勤務していた。Aさんは、自宅の近くにある駐車場からS社の車に乗って、F社の社長宅に迎えに行く。昼間は社長らの運転手として就労し、さらに終業時刻後も、役員らの会食のための移動を担い、結果として帰宅は深夜になることがほとんどであった。休日もゴルフ場への送迎を行うことが多かった。上記の通り、時間外労働は月160時間前後に及んだ。

2015年10月10日午前5時ごろに、Aさんはいつものように社長宅に迎えに行った。6時30分に、社長が自宅前で動かない秀臣さんを発見し、病院に搬送されたが、8時30分に死亡が確認された。死因は心筋梗塞であった。

### 《労災不支給の経過》

娘さんは、父の過労死を確信して、労災請求の準備を進めた。神奈川労災職業病センターにも相談した。センターは、月に150時間もの残業をしているのであれば、間違いなく労災になるでしょうと今から思えば、アドバイスにならないアドバイスをした。娘さんは労働実態や労働時間の詳細な記録をわかりやすい意見書にまとめて、管轄の新宿労働基準監督署に提出した。ところが、2016年6月末に、まさかの不支給決定の連絡をうけることになる。

不支給の理由は単純である。Aさんの拘束時間は1ヶ月平均で334時間に及ぶものの、そのうちの待機時間（「手待ち時間」と遺族に説明）は113時間であり、実働時間は198時間に過ぎないという。待機時間のうち、何時間かを労働時間に算入したものの、結局のところ月の時間外労働時間は50時間程度というのが監督署の評価であった。そして、監督署の担当者は審査請求などしても難しいとご遺族に述べるなどしている。

### 《審査請求で主張したこと》

ご遺族とセンターは、請負契約という法的な側面からも、拘束時間をそのまま労働時間と認めるべきであるという主張するとともに、待機時間が労働時間であるという具体的な事実関係について改めて詳細に主張した。具体的には、Aと妻のライン記録などを提出し、夕方になっても夜の予定がわからない実態や、会食の次の予定が突然入るなど、いつでも運転せざるを得ない、かつ予定がはっきりしない現実を示した。そもそも監督署は、こうした家族とのやりとりを調査すらしていなかった。

審査請求手続きで導入された監督署への質問の場も大いに活用した。口頭意見陳述の際に、監督署に質問したところ、労災第一課長は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準）を軽視し、「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」（実務要領）を独自の解釈で運用していることがわかった。具体的に言えば、「改善基準」では「拘束時間」を「労働時間」と「休憩時間」に分けて、労働時間を「作業時間」（運転・整備等）と「手待ち時間」（客待ち等）に分けている。つまり「手待ち時間」は労働時間に含まれる。ところが監督署は、「手待ち時間」は過重性の評価にならない時間、すなわち休憩だと決めつけている。

たしかに労働時間などを取り締まる監督官と労災保険給付担当者は部署や役割が異なるとはいえ、労働時間に対する法的解釈や表現が両者でかけ離れたまま、署長が決定するのは許しがたい。

### 《本件の問題と課題》

#### ① 監督署のあり方を変える

月に160時間を超える時間外労働を3分の1にしてしまった監督署の認識は許しがたい。職員が不足していることが問題であるのは事実であるが、そんな間違いを犯す職員が増えても、百害あって一利なし。ましてや民間委託などもってのほかである。労災保険給付部署の人間も、監督官と同じように徹底した研修を実施し、監督官と連携して法律や通達を学び、運用してもらいたい。それにしても、審査請求をしても無駄だと言われたという話は、相談者から何度も聞いたことがある。ちなみに、弁護士や当センターの職員が支援していることがわかっている場合には絶対言わない。

#### ② 真の労働時間規制を

新宿労働基準監督署は、Aさんのような運転手は待機時間が長く大した仕事ではないと考えていたようだ。実際調査担当者からは、調査の過程で、「医師などとは違う」などといった発言もあったという。医師であれ、建設労働者であれ、自動車運転手であれ、労働時間規制は必要である。S社も賃金さえ払って入ればよいだろうという態度で、こうした労働時間を


短縮しようという姿勢が全くなかった。請負と言いつつ、現実には車付きで運転手を派遣しているだけであり、顧客である F 社の指示通り働かされていたのだから、実際に労働規制をすることは不可能に近いだろう。そうした意味でも職種や雇用形態にかかわらず、一律の客観的な労働時間管理と規制が求められる。

### ③ 会社の責任も重大

実は監督署のみならず、S 社も、A さんが朝、社長宅に行く時間は、一般の労働者の通勤時間と同じだ、F 社での待機時間は休憩と変わらないなどとして、必ずしも長時間労働を認めようとしなかった。また、F 社の社長は監督署の要請にもかかわらず、義務ではないからと、たった 10 分の電話聴取すら拒んだようだ。いずれも個人情報開示請求や審査請求をしたことで判明した事実であるが、両社とも全く責任を回避している。A さんのご遺族は、まずは S 社に対して、賠償や再発防止策などについての交渉を求めている。

(神奈川労災職業病センター 川本 浩之)

## ☆・・・生ある内に他の人の為に何か役立つ事・・・



金沢赤十字病院副院長の西村元一医師が 5 月 31 日亡くなった。享年 58 歳。西村医師は 2015 年 3 月に胃癌が見つかり既に肝転移を伴っていた為ステージⅣの宣告を受けました。西村医師は消化器外科医でまさか自分の専門分野での余命宣告など脳裏をかすめた事もなく、家族にはどのように打ち明ければいいのか、頭が真っ白になったとのことです。けれども事態は一刻の猶予もなくすぐにでも治療を始めなければなりません。治療を受ける病院は何処にするか。抗がん剤や手術など治療方法はどうするのか。真っ白状態の頭を懸命に稼働させ、また付き添う家族の意見も取り入れて、母校の金沢大学付属病院での治療を決断しました。

まずは抗がん剤治療を受け、その後胃の摘出手術が行われました。手術は全身麻酔で痛みも分からず、またいつも自身が執刀している事から想像はできたが、抗がん剤による副作用は想像以上に辛かったとのことです。その事から、自分はこれまで患者さんに事実を淡々と告げ、その後の治療方法などの決断を患者さんに迫ってきたが、その診療方法は患者さんの為になっていたのだろうか、との思いがフッと頭をよぎったそうです。消化器外科医としてただ単に職務を遂行してきただけなのではないか。癌を宣告され死の恐怖と直面し頭が真っ白になった状況の患者さんに抗がん剤や手術というおぞましい言葉で決断を迫ってきた。そこに患者さんの苦悩や死の恐怖を慮る気持ちはあったのか。日々多くの患者さんの診療をする医師にそこまでのものを求めるのは酷だという意見も確かにある。けれども今、自身が癌患者になって死の恐怖を味わい、抗がん剤の副作用がどれほど辛いものか実感した事で、医師の自分でさえこの状況なのだから一般の患者さんの心中は想像を絶するほどの苦痛の筈だ。ならば自分は医師としてではなく一人の人間としてできる事があるのではないか、と思ったそうです。

それからの西村医師の行動は早かった。抗がん剤治療の合間をぬい、また病院の副院長の責務を果たしながら体力のある内にと奔走した。そしてついに、癌患者さんのみならずそのご家族の方々そして医療関係者たちの誰もが気軽に立ち寄ることができてそれぞれの苦しみや悩みなど何でも語り合える場として「元ちゃんハウス」を立ち上げたのでした。開設後の 2 か月間で 250 人を超える方々が訪れ話題となり新聞やテレビにも取り上げられました。



旧知の毎日新聞の記者さんが「元ちゃんハウス」の事を私に教えてくれました。けれども今の私は金沢に行けるほどの体力がなく、結局西村医師との面談は叶いませんでした。

中皮腫を宣告され死の恐怖に直面した時自分は何を考えたか。恥ずかしながらまだ生きていたいと願った。生ある内に他の人の為に何か役立つ事をしようという考えは浮かばなかった。自分の事以外は家族の将来を心配したのみ。幸いにも5年近く生き長らえることができたが左肺しかない自分は生きていだけで精一杯。もう少し生き長らえられたとしても他の人の為に役立つことはとてもできそうにない。情けないけれどもこれが今の私の現実です。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)

## ★事務局からのお知らせ



### ★「宇田川さんの学校アスベスト裁判」傍聴のお願い

日時：9月19日（火）13:45～

場所：名古屋高等裁判所

傍聴をよろしくお願い致します。

※裁判終了後、桜華会館にて報告集会を行います。

以後の裁判予定

日時：12月5日（火）14:45～

場所：名古屋高等裁判所

### ★TOMSUN（東海在日外国人支援ネットワーク）の催し

「フィリピンパブ嬢の社会学」（新潮新書）著者中島弘象さんとの座談会

日時：8月27日（日）13:30～16:00

場所：瑞穂生涯学習センター 視聴覚室（最寄り駅：名城線妙音通）

中島弘象さんは中部大学大学院時代、修士論文で取り上げる為外国人パブが集まる名古屋市中区栄4丁目に通り調査を行いました。調査の中で親密になった女性が偽装結婚していることを知った中島さんは、ブローカーと交渉して偽装結婚を解消させ、その女性と結婚した経験の持ち主です。フィリピン女性が搾取される構造に内側から迫った「フィリピンパブ嬢の社会学」の著者と参加者が意見交換する座談会です。是非ご参加ください。

### ★山田和孝さんの記事が掲載されました

6月7日の中日新聞朝刊に労職研運営委員の山田和孝さんの記事が、掲載されました。同封いたしましたので、ご一読ください。

### ★夏期休暇のお知らせ

8月11日（金）～8月16日（水） 事務局休業日です。



## 労職研の活動



5月			6月		
	11日	名古屋労職研事務局会議		1日	名古屋労職研事務局会議
	14日	坂喜代子さんを偲ぶ会		6日	宇田川さんの学校アスベスト裁判傍聴
	17日	メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会		7日	アスベストユニオン会議
	19日	厚労省交渉		8日	静岡アスベスト国賠提訴記者会見
	20日	アスベスト被害ホットライン(大阪)		9日	静岡アスベスト疾患患者交流会
	23日	富山アスベスト被害相談会記者レク		10日	静岡アスベスト被害相談会
	25日	名古屋労職研事務局会議		11日	労職研第14回総会
	25日	東海在日外国人支援ネットワーク会議		14日 ～ 15日	アスベスト被害ホットライン(大阪)
	28日	富山アスベスト被害相談会		16日	岐阜アスベスト国賠提訴&記者会見
				17日	岐阜羽島アスベスト調査委員会
				18日	じん肺・アスベストシンポジウム&職業病疾患・疫学リサーチセンター総会
				19日	東海在日外国人支援ネットワーク会議
				22日	名古屋労職研事務局会議
				24日	アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会

### 【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923  
加入者 名古屋労災職業病研究会

### 発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太  
名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階  
Tel./Fax.052-837-7420  
e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp  
<http://nagoya-rosai.com/>